

2026年度 長岡大学シラバス

| | | | | | | | | |
|---------------------------|--------------------|------|-------------|-----|----------------------|-----|----------|------------------------|
| 授業科目名 | 民法 (Civil Code) | | 担当教員 | | 赤塚 浩一 (アカツカ コウイチ) | | | |
| 2020-23年度 入学者(20K-23K) | 科目コード | 科目区分 | 必修・ 選択区分 | 単位数 | 配当年次 | 開講期 | 科目 特性 | 知識定着・確認型 AL/資格対 応科目 |
| | 2013-0-13-033 | 教養科目 | 選択 | 2単位 | 1年次 | 前期 | | |
| 2024-26年度 入学者(24K-26K) | 科目コード | 科目区分 | 必修・ 選択区分 | 単位数 | 配当年次 | 開講期 | 科目 特性 | 知識定着・確認型 AL/資格対 応科目 |
| | 2413-0-13-031 | 教養科目 | 選択 | 2単位 | 1年次 | 前期 | | |

| | | | | | | |
|---|--------------|---|------------------------------|-------------------------------|---|--|
| ① 授業のねらい・概要 | | | | | | |
| 民法は、社会のあらゆる場面に広く適用される「民(たみ)の法」である。「民法を知らなかったから無罪」とはならず、逆に民法を知らないことによるデメリットは計り知れない。本授業では、私法の基本法・一般法である民法を、民法を補完する特別法と共に学ぶ。両法を共に学ぶことで、複雑化するデジタル化社会で民法の前提条件が成立しない場合でも、適切な判断ができるようになることを目指す。本授業で学ぶ内容は、社会福祉主事任用資格、各種公務員試験受験科目に関係するものである。 | | | | | | |
| ② ディプロマ・ポリシーとの関連 | | | | | | |
| 地域社会に貢献する姿勢/職業人として通用する能力を養う。 | | | | | | |
| ③ 授業の進め方・指示事項 | | | | | | |
| 本授業は主に講義形式で進める。次回講義内容を記載した資料を、遅くとも前回講義時までに配付する。授業内に小テストを随時実施し、次回授業時に解説を行う | | | | | | |
| ④ 関連科目・履修しておくべき科目と履修に望ましい予備知識・技能 | | | | | | |
| 関連科目、履修しておくべき科目は無い。事前配付資料に基づいて、社会生活に関する法律の概要や改正動向について、把握しておく必要が有る。 | | | | | | |
| ⑤ テキスト(教科書)※授業で使用する。 | | | | | | |
| テキストは指定しない。各回、レジュメを配付する。 | | | | | | |
| ⑥ 参考図書・指定図書 ※授業では使用しないが、授業内容に関係し、理解を深めるために必要とする。 | | | | | | |
| 鎌野邦樹著「今日から役立つ民法」(2018)、ナツメ社、ISBN 978-4-8163-6547-8 電子政府総合窓口「e-Gov 法令検索」(https://www.e-gov.go.jp/) | | | | | | |
| ⑦ 担当教員からのメッセージ(昨年度授業アンケートを踏まえての気づき等) | | | | | | |
| 次回講義内容を記載したレジュメを、遅くとも前回講義時までに配付する。事前学習で活用すると共に、講義中は講義ストーリー全体の転記ではなく、重要部分・詳細説明内容の理解に集中して頂きたい。 | | | | | | |
| ⑧ 評価Aに対応する具体的な学習到達目標の目安 | | | | | | |
| (1) 人の能力・権利・義務を理解し、適切に行使・遂行できる。 (2) 契約・債権・債務を理解し、違法・高リスクな契約を回避できる。 (3) 民法を補完する特別法を理解し、それらに基づいて適切に行動できる。 | | | | | | |
| ⑨ ルーブリック | | | | | | |
| 評価基準 | | S | A | B | C | D |
| 評価項目 | | 到達目標を越えたレベルを達成している | 到達目標を達成している | 到達目標達成にはやや努力を要する | 到達目標達成には努力を要する | 到達目標達成には相当の努力を要する |
| (1) | 権利・義務の適切な行使 | 資料等を参照しなくても、権利・義務を適切に行使でき、授業内容を越えた学修成果を示している。 | 資料等を参照しなくても、権利・義務を適切に行使できる。 | 資料等を参照することで、権利・義務を適切に行使できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けることで、権利・義務を適切に行使できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けなくても、権利・義務を適切に行使できない。 |
| (2) | 高リスク契約の回避 | 資料等を参照しなくても、違法・高リスク契約を回避でき、授業内容を越えた学修成果を示している。 | 資料等を参照しなくても、違法・高リスク契約を回避できる。 | 資料等を参照することで、違法・高リスク契約を回避できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けることで、違法・高リスク契約を回避できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けなくても、違法・高リスク契約を回避できない。 |
| (3) | 特別法に基づく適切な行動 | 資料等を参照しなくても、特別法に基づいて適切に行動でき、授業内容を越えた学修成果を示している。 | 資料等を参照しなくても特別法に基づいて適切に行動できる。 | 資料等を参照することで、特別法に基づいて適切に行動できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けることで、特別法に基づいて適切に行動できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けなくても、特別法に基づいて適切に行動できない。 |

| ⑩ 学習の到達目標（評価項目）とその評価の方法、フィードバックの方法 | | | | | | | | |
|--|---|--|----|-----------|-----------------|-----|------|------|
| 学習到達目標（評価項目） | 定期試験 (レポート含む) | 小テスト | 課題 | 発表・ 実技 | 授業への 取組姿勢・意欲 | その他 | 合計 | |
| 総合評価割合 | 55% | 30% | | | 15% | | 100% | |
| (1) 権利・義務の適切な行使 | 20% | 10% | | | 5% | | 35% | |
| (2) 高リスク契約の回避 | 20% | 10% | | | 5% | | 35% | |
| (3) 特別法に基づく適切な行動 | 15% | 10% | | | 5% | | 30% | |
| 評価項目「その他」詳細 | | | | | | | | |
| フィードバックの方法 | 授業内実施小テストの解答説明と解説を、次回授業時に行う。 | | | | | | | |
| ⑪ 授業計画と学習課題 | | | | | | | | |
| 回数 | 授業の内容 | 授業外の学習課題と時間（分）（※特別な持参物） | | | | | | |
| 1 | イントロダクション (トピックス：成年年齢引下げ、闇バイト) | トピックス関連情報の収集・分析 | | | | | | 120分 |
| 2 | 法体系の中の民法 (社会の進化と、法の誕生・進化) | 講義関連情報の収集・分析 (日本の法体系、民法の基本構成等) | | | | | | 180分 |
| 3 | 民法総則(人) (人とは何か、AIは人になれるか) | 講義関連情報の収集・分析 (法人制度、生成AI等) | | | | | | 180分 |
| 4 | 民法総則(物) (物とは何か、形が無くても物なのか) | 講義関連情報の収集・分析 (社会生活を営むために必要な情報には何が有るか) | | | | | | 180分 |
| 5 | 民法総則(行為) (法律行為とは何か、前提は対等な関係) | 講義関連情報の収集・分析 (買物プロセスの詳細ステップ分け) | | | | | | 180分 |
| 6 | 物権(人と物の関係) (物を他人の行為を介さずに支配する権利) | 講義関連情報の収集・分析 (民法物権編) | | | | | | 180分 |
| 7 | 債権(人と人の関係) (特定の人に特定の行為を要求できる権利) | 講義関連情報の収集・分析 (民法債権編) | | | | | | 180分 |
| 8 | 債権(契約) (債権と債務を発生させる約束) | 講義関連情報の収集・分析 (民法債権編) | | | | | | 180分 |
| 9 | 債権(債務不履行) (債務を履行しないと何が起るのか) | 講義関連情報の収集・分析 (民法債権編) | | | | | | 180分 |
| 10 | 家族・相続(「他人の始まり」とは何か) トピックス：AIは権利を持つか | 講義関連情報の収集・分析 (民法家族法部分) | | | | | | 180分 |
| 11 | 民法と特別法(労働契約法) (雇用者・労働者間の格差の是正) | 労働関連法規制調査 労働問題関連情報の収集・分析 | | | | | | 180分 |
| 12 | 民法と特別法(消費者契約法) (事業者・消費者間の格差の是正) | 消費者関連法規制調査 消費者問題関連情報の収集・分析 | | | | | | 180分 |
| 13 | 民法と特別法(個人情報保護法) (「個人情報をコントロールする」権利の保護) | 個人情報保護関連法規制調査 個人情報流出事故関連情報の収集・分析 | | | | | | 180分 |
| 14 | 民法と特別法(知的財産権法) (「形が無くても価値が有る物」の権利の保護) | 知的財産権関連法規制調査 | | | | | | 180分 |
| 15 | 民法と特別法(取適法・不正競争防止法) (大企業・中小企業間の格差の是正) | 取適法・不正競争防止法調査 | | | | | | 180分 |
| ⑫ アクティブラーニングについて | | | | | | | | |
| 知識定着・確認型AL ・講義中に授業内容に関する小テストを課し、小テストの答え合わせと解説を次回授業時に行う。 | | | | | | | | |

※以下は該当者のみ記載する。

| ⑬ 実務経験のある教員による授業科目 |
|--|
| 実務経験の概要 |
| ICT企業に勤務し、法務責任者として、新ビジネス推進に欠かせない民法・個人情報保護法・知的財産権法等の法規制、マネジメントシステム、情報セキュリティ等の業務を担当してきた。また中小企業診断士・技術士として、県内外中小企業の生成AI活用によるデジタルトランスフォーメーション推進、個人情報保護体制構築等を支援している。 |
| 実務経験と授業科目との関連性 |
| ビジネスの様々な場面で、各種法規制の分析・対応、個別契約の審査・改善、交渉・締結等を行ってきた者として、民法を単なる法的知識ではなく、実務を推進するための基本ルールとして、説明することができる。 |